

人権擁護委員の委嘱

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権に関する相談を受けたり、人権について理解を深める啓発活動を行ったりしています。1月1日付けで次の方が委嘱されました。

- ・再任 佐藤清美さん
- ・再任 伊藤七重さん

問 法務局能代支局
Tel 54・4111

あきた結婚支援センター・出張センター

日 3月23日(土)午前11時～午後4時

場 中央公民館

申 3月21日(木)午後4時まで
電話で

問 あきた結婚支援センター
(北センター)

0800・800・0413

空き家に関する法律が改正されました

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年12月13日に施行されました。今後、特定空き家に加えて管理不全空き家も指導・勧告の対象となります。

市からの指導に従わず、勧告を受けると固定資産税の軽減措置が受けられなくなりますので適切な管理をお願いします。

空き家などの対策に関する詳細は、国土交通省のホームページをご覧ください。



※特定空き家とはそのまま放置すると倒壊などの恐れがある状態の空家、管理不全空き家とは窓や壁が破損しているなど管理が不十分な空き家

問 防災危機管理室

Tel 89・2115

県営芝童森住宅 入居者募集

詳細は、県のホームページまたは県山本地域振興局建築課、県北秋田地域振興局建築課に備える「申込のしおり」でご確認ください。

募集住宅 3DK1戸

住所 能代市宇寿域長根41-3

申 毎月1日～10日(土・日曜日、祝日除く)

抽選 毎月13日(土・日曜日、祝日の場合は前後します)

問 県北秋田地域振興局建築課

Tel 0186・63・2531



春休み期間中の放課後児童クラブ

利用を受け付けます

対象児童 働いているなどの理由で、日中保護者が家庭にいない小学校児童

受付期間 3月8日(金)まで

※日曜日・祝日除く、受付時間は午後1時～6時

申 利用を希望する放課後児童クラブで手続きをお願いします。

※先着順ではありません。定員を超える場合は選考基準に基づき決定するため、利用できない場合があります。

※4月1日から新年度となるため、在籍数が定員となった場合には、3月31日(日)までの受け入れとなる場合があります。

※留守家庭児童会青空会は3月31日で廃止となります。

問 子育て支援課

Tel 89・2946

地域局市民福祉課

Tel 73・5500

放課後児童クラブ名	対象学区	電話
あすなる	浄城西・南小学校区 他	88-8692
あかしや	第四小学校区 (3年生以下)	74-5751
青空会	第四小学校区 (4年生以上)	54-8810
はくちょうクラブ	第五小学校区 (3年生以下)	58-4066
白鳥	第五小学校区 (4年生以上)	74-6322
あさない	浅内小学校区	74-7221
二ツ井児童クラブ	二ツ井小学校区	74-8210

※対象学区以外の児童も利用できます。